

# 第6回東大阪市地域公共交通会議

令和8年4月17日

# 第6回東大阪市地域公共交通会議

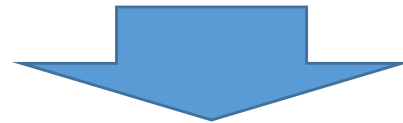
## 【協議第1号】

令和8年度に国庫補助を用いて実施する事業について

令和8年4月17日

## 目的

市が実施する令和8年度事業の財源として、国の補助金を活用したい。



国の補助金を申請するにあたり、地域公共交通会議で協議を整える必要がある

【公募要領抜粋】 事業実施地域に既存の交通サービスが提供されている場合は…地域公共交通会議において協議が整っていること。（やむを得ず、応募時までに会議を開催できない場合は、…交付決定時までに…協議を整えることとする。…）

市が今年度実施予定の3事業について、補助金を申請し、事業を実施することについて協議を行いたい。

# 活用予定の国費（国土交通省総合政策局、モビリティサービス推進課、物流・自動車局旅客課）

## 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和8年度）

令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

**【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設（1.または2.のみ）】**

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

市実施予定  
事業数

### 1. 「交通空白」解消タイプ

**POINT**

商業・福祉・教育等の  
他分野の関係者が実質的に  
運行に関わる場合、  
**定額の引き上げ**  
(上限750万円)

- 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から運行までトータルで支援
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2/3（上限1億円）**  
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま）は定額無し

2件

### 2. 共同化・協業化促進タイプ

**POINT**

1件

- 複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への**運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から運行までトータルで支援
- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2/3（上限1億2,000万円）**

複数の自治体・交通事業者で  
共同でのサービス提供を行う  
事業について、**重点的**に支援

### 3. 地域交通DX推進タイプ

**POINT**

国の定める標準仕様に  
基づき、**デジタル技術活用**  
による事業者・他分野連  
携を支援

- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や国の定める標準仕様に基づく**システム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1/2～2/3（上限1億円）**  
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

### 4. モビリティ人材・組織育成タイプ

**POINT**

持続可能な地域交通を  
実現するための  
**組織の立ち上げ**も支援

- 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**人材や組織の育成**等を支援
- 補助率：**定額（上限3,000万円）**

# 実施事業

## 国土交通省

### 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

#### 「交通空白」解消タイプ

- ①中部地域・西部地域巡回乗合運行事業（公共ライドシェア）
- ②東大阪市自動運転バス実装プロジェクト事業

#### 共同化・協業化促進タイプ

- ③地域旅客運送共同配車システム

「交通空白」解消タイプ

①中部地域・西部地域巡回乗合運行事業  
（公共ライドシェア）（社会実験）

事業主体/運行主体

事業主体：東大阪市  
運行主体：一般乗用・乗合旅客自動車運送事業者  
（採択後、入札により事業者決定予定）

事業背景・目的

- 本市では、路線バスの運転手不足等に起因したバス路線の休止、減便が相次いでいる。
- 過去に休止となったバス路線を基本とした路線を公共ライドシェアで運行することで周辺住民の移動利便性を回復させる。

事業概要

【使用車両イメージ】



(1) 運行方式：公共ライドシェア  
（道路運送法第78条第2号）

定時定路線型乗合運行

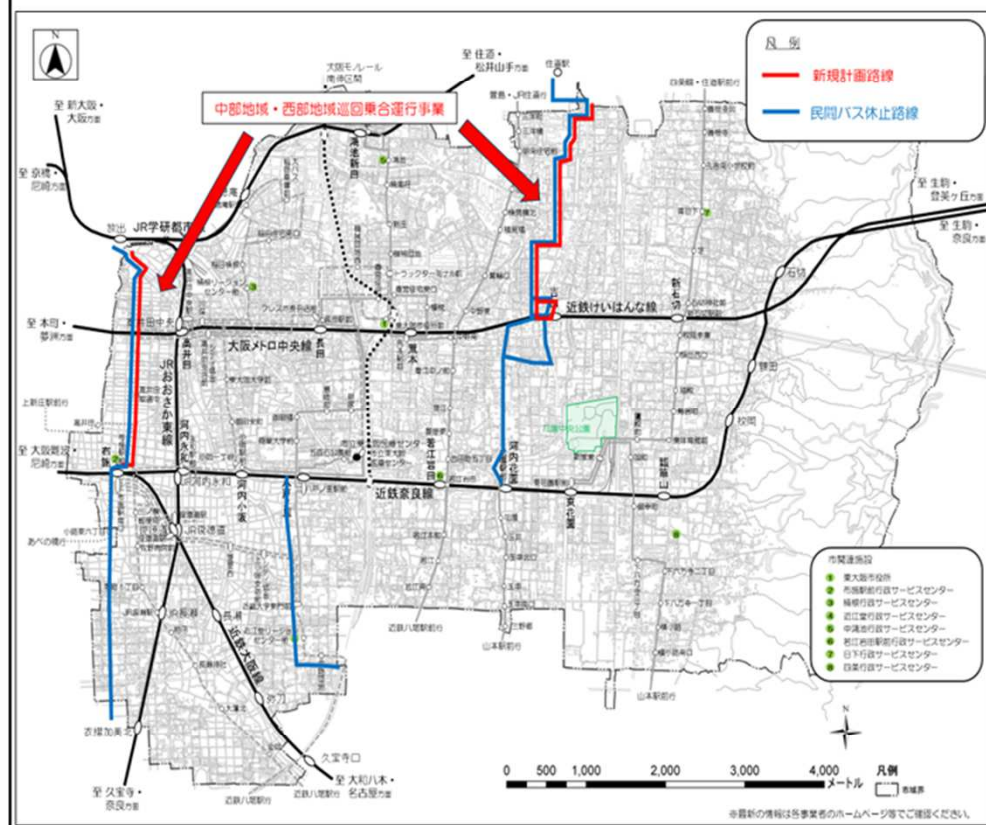
(2) 使用車両：車両2台（購入）

(3) 過去に休止された路線を基本として運行する。

- ・近鉄バス吉田住道線
- ・近鉄バス布施線（早瀬橋系統）

事業実施地域

【運行エリア】



※



共同化・協業化促進タイプ

③地域旅客運送共同配車システム

事業主体/運行主体

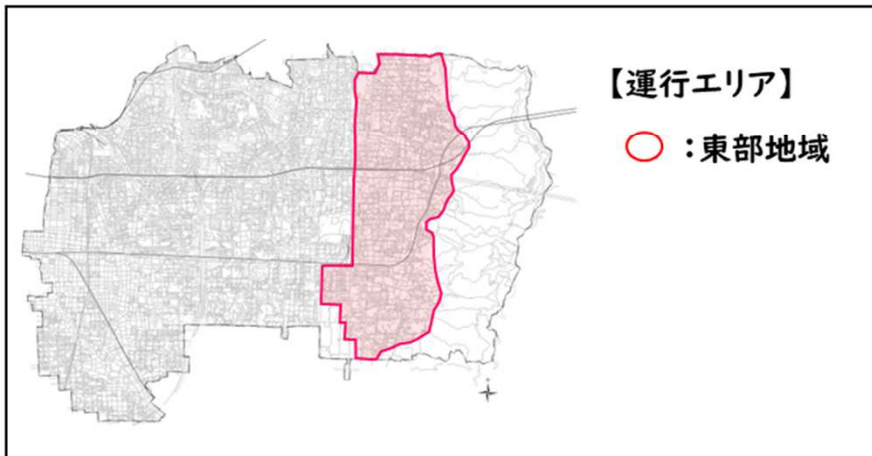
事業主体: 東大阪市  
 運行主体: 大阪バスタクシー株式会社、  
 一般乗用旅客自動車運送事業者

事業背景・目的

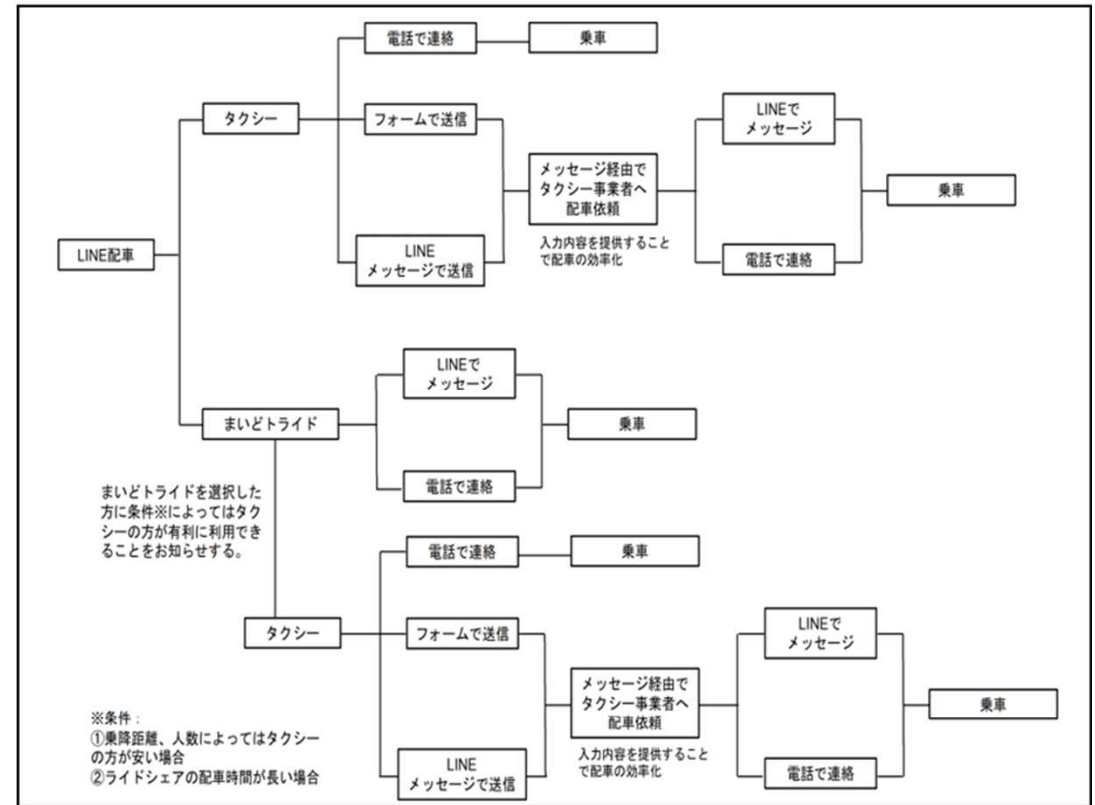
- 本事業では現在、社会実験として運行しているAIオンデマンド乗合交通とタクシーの配車が可能とするシステムを構築し、現況に応じて最適な移動手段の選択が容易にできるようにすることで、市民の移動利便性の向上を目的とするもの。また、システム内でタクシー利用を喚起することで、タクシー利用の需要が増え、結果として市内のタクシー運行台数を増加させるとともに、システムへの入力内容をタクシー事業者に提供することでタクシー配車の効率化につなげ、更なる移動利便性向上につなげることを目指す。

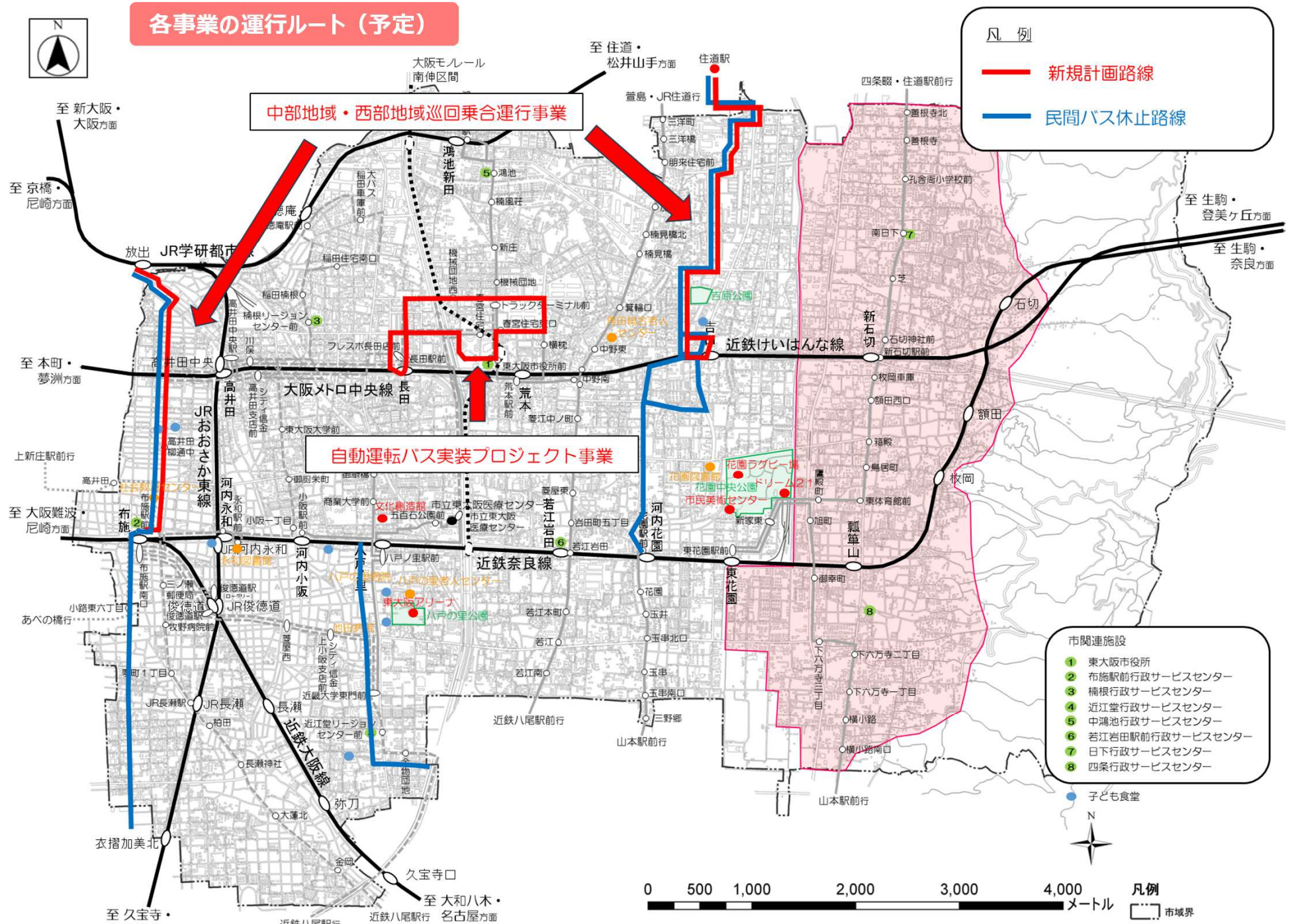
事業実施地域

市内全域のうち東部地域



事業イメージ





**各事業の運行ルート（予定）**

**中部地域・西部地域巡回乗合運行事業**

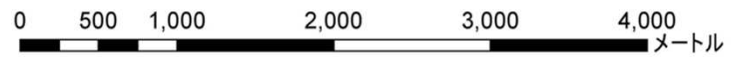
**自動運転バス実装プロジェクト事業**

**凡例**

- 新規計画路線
- 民間バス休止路線

- 市関連施設**
- ① 東大阪市役所
  - ② 布施駅前行政サービスセンター
  - ③ 楠根行政サービスセンター
  - ④ 近江堂行政サービスセンター
  - ⑤ 中瀬池行政サービスセンター
  - ⑥ 若江岩田駅前行政サービスセンター
  - ⑦ 日下行政サービスセンター
  - ⑧ 四条行政サービスセンター

● 子ども食堂



凡例  
□ 市域界

※最新の情報は各事業者のホームページ等でご確認ください。